

10月19日（日）に福島県青少年会館で行われました住居確保損害の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介いたします。

（問1）

- ① なぜ、公共用地補償の再取得価格で賠償しないのか。
- ② 宅地の賠償可能金額の計算式において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域における「移住が合理的な方」については、避難指示の解除等により宅地価格が回復することを考慮し、賠償可能金額に75%をかけた額としているが、どういう根拠があるのか。

（答1）

- ① 公共用地補償との関係で言えば、原子力損害賠償審査会の議論を経て、財物賠償額と合わせて想定新築価格の80%を最低水準としており、公共用地補償を上回る基準で設定している。
- ② 住居確保損害の賠償は、新たな資産形成の側面も有するため、原子力損害賠償審査会でもかなりの議論が繰り広げられたところであるが、居住制限区域及び避難指示解除準備区域における「移住が合理的な方」の宅地の賠償可能金額についても、避難指示の解除等により土地の価値が回復しうることが考慮され、「移住を余儀なくされた区域」の方の賠償可能金額に75%をかけることになった。

（問2）

宅地の賠償可能金額の算定について、移住先の宅地の面積の上限が250m²となっているが、新たに取得する宅地の面積は指定されているのか。

（答2）

あくまで賠償可能金額の算定方法であり、実際に移住先で購入する宅地の面積に制限はなく、賠償上限金額の範囲で賠償させていただく。

（問3）

- ① 移住の定義とは何か。
- ② 今回の住居確保損害の賠償は、いつまで請求できるのか。

③ 従前の住居は自身の名義だったが、新たに取得した住居は家族で共有名義にした。登記や領収証の名義は共有のためバラバラなのだが、賠償の対象となるか。

(答3)

- ① 事故前にお住まいであった所在地に戻るのでなければ「移住」とみなす。たとえば、同じ市町村内でも事故前にお住まいであった所在地とは別の場所に戻るということであれば「移住」ということになる。なお、移住先を確認するための証憑として、住民票や登記簿謄本の提出を求めるようなことはしない。
- ② 今回の賠償に関しては、移住・帰還に伴う費用であることを確認するため、合理的な期間内に発生した費用が対象になるとを考えているが、具体的にいつまでの請求が認められるかは、これから議論が必要なところである。ただし、移住するか帰還するかを判断するには相応の時間を要することは考えられるため、少なくとも当座の期限を設けるつもりはない。
- ③ 領収書に関しては、必ずしも所有者名義でなければならないということではなく、事故前にお住まいだった住居の所有者の世帯構成員及び共有者の名義であれば対象とさせていただいている。また、新たに購入した宅地や建物の登記名義によって賠償可否を判断することはしないため、登記名義を確認することはしない。

(問4)

- ① 今回の賠償は「財物賠償での不足分に対する賠償」のことだと思うが、賠償可能残額はどう支払われるか。
- ② 添付する証憑について例示があるが、送金票は領収書の代わりになるか。

(答4)

- ① 財物賠償額を超えた部分の実費についてお支払いさせていただくことになるが、たとえば、一度住居を購入しても賠償可能残額が残っているならば、後日、リフォームなどによって実費を負担された場合には、賠償可能残額の範囲内でお支払いをさせていただく。
- ② いつ誰がどこに支払ったかが確認できる証憑であれば、「振込通知書」や「送金票」であっても構わない。